

熊本市営繕業務におけるBIM試行要領

制定	令和6年（2024年）9月6日	公共建築部長決裁
改定	令和7年（2025年）7月3日	公共建築部長決裁
改定	令和8年（2026年）5月1日	公共建築部長決裁

（趣旨）

第1条 本要領は、熊本市が発注する建築設計業務委託及び設備設計業務委託（以下「営繕業務」という。）において、発注者の指定又は受注者からの提案によりBIMモデルの作成及び利用の試行（以下「BIM試行」という。）を行うにあたり必要な事項を定めるものである。なお、本要領に記載のないものについては、国が定める「官庁営繕事業におけるBIM活用ガイドライン」（以下「国ガイドライン」という。）を準用するものとする。

（目的）

第2条 本要領は、熊本市が発注する営繕業務において、BIM試行を行い、受発注者の生産性向上・作業効率化を図ること及び、BIM試行を通じた知見の蓄積を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第3条 本要領における用語等は以下のとおり定義する。

（1）BIM(Building Information Modeling)

コンピュータ上に作成した主に3次元の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等、建築物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルを構築するものをいう。

（2）BIMモデル

コンピュータ上に作成した3次元の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等の建築物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルをいう。

（3）BIMソフトウェア

総合（令和6年国土交通省告示8号別添一第1項第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)に規定する「設計の種類」における「総合」をいう。以下同じ。）、構造、電気設備、機械設備等の分野のBIMモデルを作成するためのソフトウェアをいう。

（4）オリジナルファイル

ソフトウェア固有の形式で保存された編集が可能なファイルをいう。

（5）詳細度

BIMモデルの活用の目的に応じたBIMモデルを構成するBIMの部品（以下「オブジェ

クト」という。)の形状情報及び属性情報の詳細度合いをいう。

(6) 干渉チェック

柱、梁、天井、ダクト、配管等の建築物を構成する部材(以下「建物部材」という。)等の重なり(干渉)を確認することをいう。

(試行対象業務)

第4条 熊本市が発注する営繕業務のうち、特記仕様書によって発注者が指定した業務を対象とする(以下「発注者指定型」という。)。なお、発注者指定型以外の営繕業務において、受注者から提案があった場合は、受発注者の協議によりBIM試行の対象とする(以下「受注者希望型」という。)

(実施方法等)

第5条 対象業務は、以下の区分に応じ業務内容を指定又は協議する。

(1) 発注者指定型の場合

下記①～④の中から項目を1つ以上選び、BIM試行を実施する。

① BIMを活用した図面等作成業務

BIMモデルを作成し、BIMモデルから図面等を作成(2次元加筆を含む)した場合に、図面間の整合性の確保や図面作成効率化が図られることを目的に実施する。

② BIMを活用した他工事との調整業務

BIMを活用して機器・照明・スイッチ類位置の調整、干渉チェックなど他工事との調整を行い、課題の見える化を行うことを目的に実施する。

③ BIMを活用した概算工事費の算出業務

BIMを活用して数量算出などを行い、効率的に概算工事費を算出することを目的に実施する。

④ その他BIMを活用した業務効率化等の取組み

その他BIMを活用し、業務効率化等に資する取組みがあれば、受発注者の協議により実施する。

(2) 受注者希望型の場合

受注者より提案があった場合は、事業着手前に(1)の業務内容について監督職員へ協議し、承諾を得た上で実施するものとする。

(成果物の形式等)

第6条 BIMモデルを成果物として提出する場合のデータ形式はIFC(ISO16739:2013の国際規格をいう。以下同じ。)形式のファイル及びBIMオリジナルファイルとし、互換性を確保するため、IFC形式のファイルは可能な限りBIMオリジナルファイルと同等

の情報が含まれたものとする。

- 2 BIMモデルを利用して動画等を作成し、成果物として提出する場合のデータ形式については、発注者と協議し、発注者の情報システム環境に対応したものとする。
- 3 BIM試行に伴い、発注者に提出する設計業務の図面等を作成する場合は、BIMモデルのほか、発注者が別途指定又は承諾した場合を除き、BIMモデルから2次元のCADデータに変換等したのちに必要に応じて編集したものとする。

(BIMソフトウェア)

第7条 BIMソフトウェアは、2次元出力など、成果物に求められる形式に対応できるものとする。

また、異なるBIMソフトウェアを使用して作成された意匠、構造、電気設備、機械設備等の分野のBIMモデルを統合して、技術的な検討を行う場合は、IFC形式で入出力できるものとするなどBIMソフトウェア間の互換性を確保するものとする。

(積算方法)

第8条 BIM試行に係る費用は、以下の区分に応じ次のとおりとする。

(1) 発注者指定型の場合

発注者は、発注者指定部分に対するBIM試行による負担増加分のうち、直接人件費を計上する。なお、初期費用及び維持経費等は受注者が負担するものとする。

(2) 受注者希望型の場合

BIM試行による負担増加分の直接人件費、初期費用及び維持経費等は、受注者が負担するものとする。なお、受注者希望型によりBIM試行を実施した場合、委託成績評定において、「創意工夫、積極的な提案」項目の「成果物のレベルを向上させるための提案が積極的に行われた」で評価する。

- 2 前項(1)において、発注者指定以外の業務内容について受注者より追加の提案があった場合は、受注者の負担とする。

(BIM試行実施証明書の交付)

第9条 発注者は、BIMモデルの作成及び利用の試行を行った営繕業務について、その受注者より申請書(様式1)の提出があった場合はBIM試行実施証明書(様式2)を交付する。

(試行における留意点)

第10条 本要領において疑義又は不明な点が生じた場合には、国ガイドラインによるほか受発注者間の協議により運用するものとする。

附 則

この要領は、令和 6 年（2024 年）9 月 10 日より施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年（2025 年）7 月 10 日より施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年（2026 年）5 月 1 日より施行する。

(様式 1)

令和〇年(〇〇年)〇月〇日

熊本市長 宛

(受託者) 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

BIM 試行実施証明書発行申請書

下記の営繕業務について、熊本市営繕業務における BIM 試行要領第 9 条に基づき申請します。

記

業 務 委 託 名 : ○○○○

履 行 期 間 : 令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日

BIM 試行実施内容 (実施した内容に■を附している)

- BIM を活用した図面等作成業務
 BIM を活用した他工事との調整業務
 BIM を活用した概算工事費の算出業務
 その他 BIM を活用した業務効率化等の取組み

(内容 :)

(様式2)

〇〇発第〇〇〇号
令和〇年(〇〇年)〇月〇日

株式会社 〇〇〇〇
〇〇 〇〇 様

熊本市長 大西 一史
(公 印 省 略)

BIM 試行実施証明書

令和〇年(〇〇年)〇月〇日付で申請のあった下記の営繕業務について、BIM 試行を実施したことを証明します。

記

業 務 委 託 名 : 〇〇〇〇
履 行 期 間 : 令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日
完 了 年 月 日 : 令和〇〇年〇月〇日

BIM 試行実施内容(実施した内容に■を附している)

- BIM を活用した図面等作成業務
BIM を活用した他工事との調整業務
BIM を活用した概算工事費の算出業務
その他 BIM を活用した業務効率化等の取組み
(内容 :)